

『令和3年度大熊町企業誘致および新産業創出の支援業務』

公募型プロポーザル実施要領

令和3年5月

大 熊 町

1. 業務実施の背景と目的

大熊町は、令和4年春の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向け、企業誘致および新産業創出に取り組んでいる。今後町では企業誘致を促進するため、大川原地区に西工業団地を整備し、下野上地区に産業団地を建設する予定である。また、新産業創出のため大野小学校をインキュベーション施設の設計に着手しているところである。

本業務は大熊町の現状の取り組みと、町が示す10年後を見すえた企業誘致と新産業創出に向けた考え方を踏まえ今後の具体的な取り組みに向けて現状の企画や計画を見直しながら今年度の計画を能動的に実行する事業者を求める業務である。

2. 業務内容

(1) 企業誘致と新産業創出の重点産業領域の抽出と企業誘致選定基準の策定支援業務

大熊町の現状の取り組みと、町が示す10年後を見すえた企業誘致と新産業創出に向けた考え方を踏まえて、重点産業領域を抽出すると共に企業誘致における選定基準の策定を行う。ここで、企業誘致とは、主に既存企業の誘致を想定し、新産業創出とは、新たに企業を成立し、新領域への進出を意図する起業家が新たな産業を立ち上げることを想定している。

<業務要件>

- ① 企業誘致と新産業領域の重点産業領域の抽出と中長期的目標の設定
- ② 企業・起業家誘致における選定基準の策定

(2) 企業誘致の策定と実行支援

企業誘致の重点産業領域の中長期的目標の実現に向けた、企業誘致計画を策定するとともに、企業誘致計画の実行を能動的に支援し、短期的な成功事例の確立に寄与する取り組みを行う。

<業務要件>

- ① 企業誘致計画の策定
- ② 企業誘致計画を具体的に実行するための個別企業紹介および調査と訪問時支援

(3) 新産業創出計画の策定と実行支援

新産業創出の重点産業領域の中長期的目標の実現に向けた、新産業創出計画を策定するとともに、新産業創出計画の実行を能動的に支援し、短期的な成功事例の確立に寄与する取組に併せて、大野小学校インキュベーション施設での事例収集とその成果に対する分析スキームの提案を行う。あわせて、令和4年4月オープンを目指している大野小学校インキュベーション施設の全面開業に向けた準備を行う。

<業務要件>

- ① 新産業創出計画の策定
- ② 新産業創出画を具体的に実行するための起業家誘致支援
- ③ 企業家支援に向けたインキュベーション施設運営施策と施設管理計画立案、これら設置条例の策定支援
- ④ 企業支援内容の事例収集及び分析スキームの提案
- ⑤ 施設運営に必要となる、インキュベーションマネージャー等の常勤スタッフ、弁護士や弁理士などの非常勤スタッフの選任に向けた支援

(4) 企業誘致および新産業創出を促進する各種支援施策策定支援業務

企業誘致および新産業創出を促進するための、事業資金や人的資源確保等に係る各種産業助成施策および重点産業領域へのイノベーションを促す規制緩和施策を体系的かつ実効性をもって調査し整理する。また新産業創出に向けて、助成金制度やファンド組合などプロジェクトの組成を行う。

※プロジェクトの運営は、次年度になる可能性があるため、令和3年度は組成に留まる。

<業務要件>

- ① 既存の各種産業助成施策および重点産業領域へのイノベーションを促す規制緩和施策の調査・整理
- ② 助成金制度やファンド組成等事業資金へのスキーム策定およびプロジェクトの組成とこれに係る条例作成支援
- ③ 人的資源確保に係る企画立案
- ④ 重点産業領域における各種規制緩和への指針策定

3. 本業務の予定契約履行期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

4. 本業務の委託費

30,500,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

5. 本業務の実施場所

福島県双葉郡大熊町

6. 本業務の成果品

(1) 仕様等

- ①業務実施報告書 概要版及び全体版（A4判、A3判折込可） … 各2部
（上記2.（3）、（4）で策定された条例案を含む。）
- ②関係者（大熊町を含む）との協議資料の他、発注者が必要と認めたもの … 一式
- ③電子データ（上記①、②を格納したCD-R、DVD-R、USBメモリ等） … 2部（正本・副本）
（電子データは、PDF形式、Microsoft word（doc又はdocx）形式、Microsoft Excel（xls又はxlsx）形式、Microsoft Powerpoint（ppt又はpptx）形式とする。）

(2) 納入場所

大熊町役場 企画調整課（福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717）

(3) 留意事項

- ①成果品に関する著作権は、本町に帰属するものとする。
- ②本業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良個所が発見された場合は、大熊町が求める訂正又は修正若しくは交換等、必要な措置を速やかに講ずるものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。

7. 委託候補者の選定方法等

- (1) 委託候補者選定方法 …… プロポーザル方式（公募型）
- (2) プロポーザル参加報償 …… 無償
- (3) その他 …………… 大熊町プロポーザル方式実施要綱（平成 29 年 2 月 23 日付け訓令第 3 号）に基づき実施。

8. 企画提案書提出者資格要件

企画提案に参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、以下の（１）～（７）までの全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 61 年 10 月 21 日訓令第 1 号）による指名の停止を受けていないこと。
- (3) 役員に、次の①又は②のいずれにも該当する者が居ないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者
 - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当するものでないこと。
 - ①民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
 - ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む）がなされている者
 - ③破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 租税を期限内に完納していること。
- (6) 令和 3 年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務提供等」の「A」、「B」、「C」または「D」の等級に格付けされ、東北地域の競争参加地域を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

9. スケジュール及び手続き方法等

(1) 公募型プロポーザル実施要領の公表

- ①公表日：令和 3 年 5 月 14 日（金）
- ②公表場所：大熊町ホームページ

(2) 実施要領に関する質問受付・回答

- ①受付期間：令和 3 年 5 月 14 日（金）～令和 3 年 5 月 21 日（金）まで（閉庁日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、最終日は正午までとする。
- ②提出方法：質問書（様式第 1 号）に記載のうえ、電子メールで送付することとし、件名は、「【質問】大熊町企業誘致・新産業創出プロポーザルについて」とすること。

なお、電子メールの受信確認を大熊町役場 企画調整課 (TEL : 0240-23-7584) あてに行うこと。また、電話での質問は受け付けない。

E-mail : kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp (企画調整課長 宛)

③回答期間 : 令和3年5月14日(金) ~ 令和3年5月25日(火)

④回答方法 : 質問者に対しては、随時電子メールで回答するとともに、受け付けた全ての質問に対する回答は令和3年5月26日(水)までに大熊町ホームページに掲載する。

(3) 一次審査書類(プロポーザル参加表明書 兼 提案資格確認申請書、同意書及び必要書類)の提出

①受付期間 : 令和3年5月14日(金) ~ 令和3年5月27日(木)まで(閉庁日を除く)の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までに必着とする。

②提出方法 : 参加表明書 兼 提案資格確認申請書(様式第2号)に記載のうえ、大手企業および有識者との協力体制構築に係る同意書(様式自由、各5者を上限とする)、さらに業務従事者報告書(様式第3号)に必要資料を添えて、郵送または持参により提出のこと。

③提出先 : 大熊町役場 企画調整課 (〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717)
※提出後に改めて説明を求める場合がある。

(4) 一次審査結果(提案資格確認結果通知書)及び有資格参加表明者への企画提案提出要請書の送付

①送付期日 : 令和3年5月28日(金)

②送付方法 : 電子メール及び郵送(送付期日に発送)にて通知する。

※一時審査を通過した事業者(有資格参加表明者)にはプレゼンテーション及びヒアリングの日時や実施方法などの詳細について通知する。

(5) 企画提案書の提出

①受付期間 : 令和3年5月28日(金) ~ 令和3年6月2日(水)まで(閉庁日を除く)の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までに必着とする。

②提出方法 : 企画提案書提出届(様式第5号)に記載のうえ、必要資料を添えて、郵送または持参により提出のこと。

③提出先 : 大熊町役場 企画調整課 (〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717)

(6) 事業者によるプレゼンテーション及びヒアリング並びに審査委員会の開催

①開催日 : 令和3年6月7日(月)

②開催場所 : 大熊町役場(福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717)

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動制限(自粛)等の要請が発令されているなど大熊町役場への参集が難しい場合は、リモートによるプレゼンテーション及び質疑応答等のヒアリングを実施する。

(7) 審査結果の通知及び契約の締結時期

令和3年6月下旬

10. 企画提案書の受付

(1) 提出書類

①企画提案書提出届(様式第5号)

②企画提案書(様式自由)

※本業務公募型プロポーザル実施要領「2. 業務内容」及び別表「公募型プロポーザル審査基準」

を踏まえて作成すること。また、提案は、本要領を十分理解した上での提案とされたい。

③守秘義務誓約書（様式第6号）

④概算見積書（様式第7号）及び見積内訳書（別添）

(2) 提出部数

2部（正本1部、副本1部（コピー可））、ただし、上記（1）②企画提案書のみ10部

(3) 企画提案参加に際しての注意事項

①失格または無効

以下のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 提案した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要領に違反すると認められる場合

オ その他担当者からあらかじめ指示した事項に違反した場合

②複数提案の禁止

有資格参加表明者は、複数の提案書の提出はできない。

③提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

④返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑤費用負担

企画提案書の作成や提出など企画提案の参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

⑥個別名の掲載の禁止

プレゼンテーション資料は企画提案資料のみとし、個別名が特定できる文言は掲載しないこと。

<参考> 閲覧資料（大熊町ホームページからダウンロード）

①『大熊町第二次復興計画（改訂版）』（平成31年3月）

(<https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/5143.pdf>)

②『大熊町産業創出基本構想』（令和3年5月）

（記載内容に訂正があるため、内容確認が必要な場合企画調整課まで直接お問い合わせください）

③『大熊町2050ゼロカーボン宣言』（令和2年2月9日）

(<https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/5680.pdf>)

11. 審査・契約に係る事項

(1) 審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）

①開催日時 令和3年6月7日（月）

②開催場所 大熊町役場（福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717）

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動制限（自粛）等の要請が発令されているなど大熊町役場への参集が難しい場合は、リモートによるプレゼンテーション及び質疑応答等のヒアリングを実施する。

③委員会構成 本業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱（令和3年5月7日付け大熊町訓令

第 15 号) に基づき委嘱する 5 名以上の委員により構成する。

④審査基準

項目	全体に占める割合	評価基準
審査項目 1	50/100	別表
審査項目 2	50/100	別表

※参加資格については、8. 企画提案書提出者資格要件に係る事項に基づき、企画調整課において審査し、審査項目 1、2については、審査委員会において審査及び評価する。

⑤企画提案書の審査方法

委託候補者の選定に当たっては、公募型プロポーザル審査基準（別表）に基づき、事業者から提出のあった企画提案の内容や、事業者からのプレゼンテーション及び事業者へのヒアリング（非公開で実施）内容に基づき審査を行い、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、選定する。

なお、ヒアリング出席者は4名以内とする。また、見積書の提示金額が委託費の上限を超えている場合は、審査から除外する。

⑥契約候補者の選定

審査結果に基づき、総合評価点数において、最高点を得たものを契約候補とする。ただし、同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は速やかに参加者に電子メールにて通知する。ただし、審査結果についての意義申し立ては受け付けない。

(3) 契約の締結

選定した契約候補者と町が協議し、委託業務に係る仕様を確認した上で契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とし、契約候補者と町の協議により決定する。

12. 契約方法及び遵守すべき法令等

プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規程による随意契約とする。また、大熊町と本業務の実施に係る契約を締結する者は、本業務の実施に当たり、関係法令を遵守しなければならない。

13. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託に関する事項

受託者は、受託を行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うために必要な業務については、町と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。予定がある場合は実施体制に詳細を記載のこと。

(2) 個人情報保護

業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、「大熊町個人情報保護条例」に基づき、その取扱いに充分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

1 4. 応募・照会等窓口

大熊町役場 企画調整課 (担当：熊田、南場、荒川)

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

TEL : 0240-23-7643、FAX : 0240-23-7844

E-Mail : kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp

公募型プロポーザル審査基準

◇審査項目1

評価項目	評価基準	評価(配点)
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務内容と規模に対して適正な要員(以下、当該実施要員)を確保し、適切な役割分担とともに委託業務の横断的なプロジェクトマネジメント体制が構築されているか。 実施要員間の情報共有と業務理解がなされ相互に有機的な連携のもと相互補完体制が実現できるか。 	5段階評価 (10点)
2 対応性	<ul style="list-style-type: none"> 受託者として発注者とのタイムリーな合意形成に適した柔軟な対応体制を確保(物理的*・補完的)できるか。 <p>*受託主体事業者の本社または支社等が双葉郡内にあることが望ましい。</p>	5段階評価 (15点)
3 実施能力	<ul style="list-style-type: none"> 当該実施要員に委託業務内容に関する知識を有し、実効性あるノウハウを有しているか。 業務遂行にとって優位となる地域ネットワーク(主として浜通り地域)ならびに大手企業※1や有識者※2ネットワークを有しているか(同意書の取得件数により採点)。 本業務を統括する責任者は、PMOの機能と役割を十分に理解しマネジメントする知識とスキルを有しているか。 	5段階評価 (15点)
4 実務実績	<ul style="list-style-type: none"> 当該実施要員に新規事業創出(新産業の構成要素)に係る体系的かつ十分な実務経験と実績を有しているか。 当該実施要員に企業誘致の前提となる事業プロデュースへの実務経験と実績および企業誘致への実務経験と実績を有しているか。 	5段階評価 (10点)
備考	<p>※1 大手企業とは…上場企業や、一流ブランド等を有する社会的影響力が大きな企業</p> <p>※2 有識者とは…学者、企業等の研究者、その他当該業務に関わる専門家</p>	
小 計		50/100点

◇審査項目 2

評価項目	評価基準	評価 (配点)
1 実施方針・特定テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の歴史的経緯や課題の背景を認識し、かつ、業務目的を十分理解した上で実施方針が策定され提案されているか。 ・本業務を進める上での課題認識と解決へ向けた方向性について、具体性と実効性が認められるか。 	5段階評価 (10点)
2 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・上記、実施方針・各委託業務内容を踏まえ、それを具現化するために妥当な実施内容とその蓋然性(なぜそれができるのか)が提案されているか。 	5段階評価 (20点)
3 実施方法及び計画・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・本委託業務を実施するにあたり、具体的かつ効率的な実施方法が提案されているか。また、事業の成果が高められる創意工夫のある提案となっているか。 ・イノベーション・コースト構想重点地域である当町の状況を良く理解し、公益社団法人福島相双復興推進機構や公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構等諸機関と連携した提案がなされているか。 ・それを実施した際、十分な効果を発揮できる内容となっているか。 ・本委託業務を遂行するにあたり、合理的かつ現実的な実施計画が策定されているか。 	5段階評価 (15点)
4 価格	<ul style="list-style-type: none"> ・本委託業務への実施内容及びその体制が委託要件を満たしており、かつ妥当な価格提示となっているか。 	5段階評価 (5点)
小 計		50/100点